

○ 官庁建物等災害復旧費実地調査要領

昭和47年6月6日蔵計第1905号
〔最終改正〕平成10年蔵計第2815号

(調査の目的)

第1 この調査は、官庁建物等の災害復旧のため各省より提出された予備費使用等概算要求書の内容について財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実地調査を行い適正な復旧費を算出し、予備費使用額等算定の資料とすることを目的とする。

(調査の方法)

第2 財務局の単独調査（各省より特に要請のある場合には、各省との合同調査）とし、実地調査を行うことを原則とするが、申請額が200万円未満の箇所又は地理的条件その他やむを得ない事情により実地調査が困難である箇所については、机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

(調査の対象)

第3 調査の対象は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象及び火災により被害を受けた国の管理に係る（国の所有に係る施設等を国以外の者に貸付けている場合及び国以外の者の所有に係る施設等を国が借受けている場合を含む。）次に掲げる施設等で1箇所の災害復旧申請額が60万円以上のものとする。

- 1 建物
　　庁舎、宿舎及びその附属建物等
- 2 工作物
　　囲障、門、給排水施設、電信、電話及び電気施設等であって3土地又は4設備に該当しないと認められるもの
- 3 土地
　　建物敷地、実習地、構内道路、屋外運動場等の土地及び崖地の土留擁壁、石垣、道路側溝、法面芝、造園工作物（樹木を除く。）等の土地造成施設
- 4 設備
　　業務遂行上欠くべからざる設備で、且つ緊急に復旧する必要のある別表第1に表示する器械器具等
- 5 その他
　　船舶、浮標、浮さん橋、浮ドック及び航空機並びにこれらに類する施設
　　ただし、前記施設等で契約に基づいて国の負担において災害復旧を行う必要のないものについては、調査の対象としない。
　　前項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和40年蔵計1967号）第2及び第3の第1項に準じて取扱う。

(1 箇所の定義)

第4 各省設置法等（裁判所にあっては、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律等）に定める附属機関地方支分部局等（その所掌事務を分掌している出張所等を含む。）（以下「官署等」という。）ごとに要領第3第1項に掲げる施設等に区分し、その区分ごとに、同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを1箇所として取り扱うものとする。

ただし、演習林等の実習地については、150メートルをこえる位置に所在する箇所

は別箇所とする。

なお、同一敷地内に2つ以上の官署があって施設の全部又は一部を共同で使用している場合は、管理の実態によりそれぞれの官署等に区分する。

(建物の被害区分)

第5 建物復旧費算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

1. 全壊

建物の垂直支持材が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で、使用不能の状態又は焼失、滅失した状態で、新築して復旧する必要のある状態にあるもの

2. 半壊

建物の主要構造部（柱、梁桁、小屋組、基礎、土台等をいう。以下同じ。）が被災し、補強不可能のもので解体して復旧しなければならない状態にあるもの

3. 大破

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの

4. 大破にいたらないもの

建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの。

(復旧費算出の原則)

第6 復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、

(イ) 原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、(ロ) 原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合においては当該施設に代るべき必要な施設をするものとして算出する。

(原形復旧)

1. 原形に復旧するとは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

(原形復旧不可能)

2. 原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 原形の判定が可能な場合

(イ) 原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において法長若しくは延長を増加し根継をし、陥没した沈下量をかさ上げし、基礎工法を変更する等形状もしくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴い材質を改良して施行する工事もしくは、排水工、山留工等を設けて施行する工事

(ロ) その他前号に掲げるものに類する工事

(2) 原形の判定が不可能な場合

原施設が流失又は埋没したため、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事

(原形復旧困難)

3. 原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代るべき必要な施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 原施設が被災し、地形地盤の変動のため、又はその被災施設の除却が困難なためその被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更して施行する工事又はこれに伴い形状もしくは寸法を変更し、もしくは材質を改良して施行する工事もしくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

(2) その他前号に掲げるものに類する工事

(原形復旧不適当)

復旧工事完了までに長期間を要する見込みの場合で、業務に支障をきたさないため等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

（単価、歩掛り）

第8 調査額算出に用いる単価及び歩掛りは次による。

1 建物の新（改）築

毎年度指示する単価による。

2 换算等

（1）建物

歩掛りは「公立学校施設災害復旧費歩掛表、単価表」に定められている歩掛り、

単価は公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する単価による。

ただし、これにより難い場合は現地適正単価による。

（2）土地

歩掛り、単価とも公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する歩掛け、

単価による。

ただし、校庭、コート類については「公立学校施設災害復旧費歩掛表、単価表」

の歩掛けによる。

（3）工作物

歩掛け、単価とも公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する歩掛け、

単価による。

ただし、これにより難い場合は現地適正単価による。

（4）設備、その他

現地適正単価による。

（適用除外）

第9 次の各号に掲げるものは適用除外とする。

1 官署等の1箇所の調査決定額が60万円未満のもの

2 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

3 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

4 被災の属する年度内に緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの

（1）被災施設等と同種の施設に余裕のあるもの

（2）当該年度に整備計画のあるもの

（3）建物の補修の必要性はあるが緊急性の乏しいもの

5 工作物及び土地で当該施設を復旧しなくても他の施設等に被害を及ぼす恐れのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの

6 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認のできないもの

（その他）

第10 雜則

調査に当り本要領に規定のない事項は、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて処理する。

（報告）

第11 本省より調査の指示を受けた場合は、直ちに調査を行い別添様式による報告書を作成し調査後1週間以内に主計局長あて報告すること。

(別表第1)

設 備

区 分	品 目
電気機器	発電用蒸気汽罐、発電用蒸気タービン、発電用水車、発電用ディーゼル機械、変圧器、リアクトル、誘導変圧調整器、整流器、避雷器、配電盤、蓄電器、開閉器、遮断器、制御装置、発電機（船用を除く。）、電動機（船用を除く。）、回転交流機、交換機、電磁機、電気炉、電気溶接機、電纜電解装置、電気ボイラー、電動工具その他の電気機器
通信機器	電信機械、電話機器、交換機器、搬送中継機器、無線機器、放送用機器、音響機器その他の通信機器
工作機器	旋盤、ホール盤、中ぐり盤、フライス盤、研磨盤、歯切盤、平削盤、形削盤、堅削盤、鋸盤、プローチ盤、切削工具その他の工作機器
木工機器	製材機械、木工機械、ベニヤ機械その他の木工機器
土木機器	掘さく機械、基礎工事機械、土木用運搬機械、土木用起重機及び巻上機、ボーリング機械、整地機械、碎石機械、選別機械、コンクリート機械、舗装機械、土木用空気圧縮機及びポンプその他の土木用機器
試験及び測定機器	金属材料試験機、非金属材料試験機、耐振動試験機、動鉤合試験機、動力試験機、工業用長さ計、精密測定機、光学検査機、測量機器、電気計器、電気測定器その他の試験機器及び測定機器
荷役運搬機器	起重機（土木用を除く。）、巻上機（土木用を除く。）、コンベア（土木用を除く。）、エレベーター（土木用を除く。）、索道（土木用を除く。）、ジャッキ（土木用を除く。）、フォークリフトトラック及びショベルトラック（土木用を除く。）遷車台、転車台その他の荷役運搬機器
産業機器	蒸気罐及び同部分品（舶用及び発電用を除く。）、タービン（発電用を除く。）、蒸気機関及び内燃機関（舶用及び発電用を除く。）、軸受、伝導装置（舶用を除く。）、汎用ポンプ（舶用及び土木用を除く。）、圧縮機及び送風機（舶用及び土木用を除く。）、鍛圧機、槌、ロール、熔接機械（電気熔接機を除く。）、製鉄機械、熔鉱処理機、化学機械、破碎機及び磨碎機並びに選別機（土木用を除く。）、冷凍及び空気調節装置（舶用を除く。）、印刷機械、製版用機械、製本機械、ミシン（家庭用を除く。）、製靴機械、紡績紡織機械、化学プラント、農業用機器、工業窯炉、燃焼装置並びに特殊計重機その他の産業機器
船舶用機器	船舶罐及び同部分品、舶用蒸気機関、舶用内燃機関、推進用主電動機、推進用発電機、舶用ポンプ、舶用冷凍機、舶用揚貨機、船舶罐用強圧通風装置、復水装置、舶用伝導装置、揚錨機その他の船舶用機器
車両及び軌条	軽便機関車、自動車（土木用運搬機器に属するもの、荷役運搬機器に属

	するフォークリフトトラック、ショベルトラック等及び農業用トラクターを除く。)、貨車その他の車両及び軌条(土木機器に属するものを除く。)
医療機器	医科器械及び装置、医科器具その他の医療用装置及び器具
特殊用途機器	銃器及び銃器弾丸用機械、鑑試用機器その他の特殊用途の機器
雑機器	他の品目に属さない機械及び器具

(別表第2)

諸 経 費 率

区分	率
建物新(改)築復旧	0%
建物補修復旧	15%
土地復旧	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱に規定する一般管理費及び現場管理費の率
工作物復旧	15%
設備復旧	0%

様式1 官庁建物等災害復旧費調査総括表 (省略)

様式2 官庁建物等災害復旧費官署別調書 (省略)

4 原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設に代るべき必要な施設をするとは次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 建物の新(改)築を必要とする場合

(イ) 防火地域、準防火地域にある庁舎、宿舎及びその附属建物を新(改)築しなければならない場合で建築基準法の規定により耐火構造として施工する工事

(ロ) 地形地盤の変動により庁舎、宿舎及びその附属建物を旧位置に復旧することが著しく不適当な場合において必要最小限度の位置の変更又は平面計画等の改訂をして施工する工事

(ハ) 庁舎の被災前の保有面積が当該官署の定員に比し著しく過大又は過小の場合において「予算標準面積」により算出した面積により施工する工事

(二) 庁舎及び宿舎等の被災前の構造が著しく不経済である場合において経済的な構造により施工する工事

(ホ) 復旧戸数、被災地域の特殊性に基づく構造改良の必要性、土地の需給関係、宿舎の需給事情等から被災施設を原形復旧するよりも、立体化して土地使用の効率化を図るための必要最小限度の工事

(ヘ) その他前各号に掲げるものに類する工事

(2) 建物の補修、工作物の復旧の場合

(イ) 主要構造部が折損し又は傾斜しその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において添柱、方杖、バットレス、水平筋違、筋違等を補強して施工する工事

(ロ) 建築基準法その他建物保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施工する必要最小限度の工事

(ハ) 被災施設が立地条件の悪化等により浸水被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施工する必要最小限度の工事

(二) その他前各号に掲げるものに類する工事

(3) 土地の場合

(イ) 土地又は土地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置もしくは法線を変更し、形状もしくは寸法を変更し又は材質を改良して施工する必要最小限度の工事及び排水工、山留工等を設けて施工する工事

(ロ) 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため土砂止等を設けて施工する工事

(ハ) その他前各号に掲げるものに類する工事

(4) その他

上記のうち(1)の(ホ)に該当する場合には財務局は参考意見を添付して報告すること。

(経費の種目)

第7 経費の種目は本工事費、附帯工事費及び応急仮工事費とする。

1 本工事費

事業の主体をなす施設の工事(工事に必要な仮設工事を含む。)の施行に直接必要な労務費、材料費(材料の運搬費及び保管料を含む。)、用地費、補償費、土地の借料、機械器具損料及び營繕損料のほか諸経費(別表第2諸経费率)を含むものとする。

2 附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事(工事に必要な仮設工事を含む。)に要する経費(諸経費を含む。)とする。

3 応急仮工事費